

札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務
提案説明書

令和6年3月
札幌市教育委員会
生涯学習部保健給食課

1 業務の名称

札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務

2 背景と目的

本市では、小学校・中学校・特別支援学校等の約300校において完全給食を実施しており、1日当たり計14万食程度の給食を調理・提供している。

その調理・提供手法としては、自校分のみの給食調理を行う単独調理校が39校、自校分以外の給食も調理する調理校（以下、「親学校」という。）が129校、親学校より給食配送を受け調理を行わない学校（以下、「子学校」という。）が130校となっている。（校数については令和5年度時点）

こうした中、今後、本市においても児童生徒数の減少による小規模校の増加や生産年齢人口の減少による給食提供の担い手不足が見込まれるほか、物価高騰等による運営費の増大、給食室の老朽化による施設・設備の改修など対応すべき多くの課題に直面している状況である。

そのため、今後も児童生徒の心身の健全な発達に資するための給食提供を続けていくにあたっては、上述の現状や将来的な見通しを踏まえながら、給食センターの導入など、安全安心で持続可能な給食提供の在り方を検討していく必要がある。

本業務委託は、上記の状況を踏まえ、本市の持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性を調査・検討することを目的とするものである。

3 業務概要

(1) 業務内容

本業務は、今後の本市における持続可能な給食提供の在り方に関する方向性について調査・検討することを目的とした業務であり、詳細については、別添「仕様書」に示すとおりである。なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(2) 業務規模

17,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 成果品

(1) 業務報告書：A4版製本（図面等A3）15部

(2) 業務報告書概要版：A3版（3、4枚程度）15部

(3) 電子データ：PDF及びWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

※ 令和7年3月3日（月）までに(1)(2)の電子データを本市に提出し、内容の協議を行うこと。

その後、最終的な内容をもって、書面で(1)(2)を、電子データで(3)を成果品として提出する。

5 参加資格

応募者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日 財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められるものでないこと。
- (6) 小学校及び中学校を含む 100 校以上の学校がある自治体において、給食提供の在り方など、政策に関する方向性の調査・検討の業務実績を有する者、又は、官公庁等で実施された業務でこれと同程度と認められる業務実績を有する者であること。

6 企画提案を求める項目

別添「仕様書」を参照のうえ、下記の項目について提案すること。

- (1) 本業務に取組む上での視点等について
本市の現状や近年の社会動向等を踏まえ、本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。
- (2) 本市の学校給食の現状及び課題の整理について
現状及び課題等を整理するにあたって、重視する視点や考え方について提案すること。
- (3) 新たな手法を取り入れた持続可能な学校給食の提供に関する考察について
児童生徒の心身の健全な発達に資するための給食提供の新たな手法を考察するにあたって、重視する視点や考え方、配慮すべき事項について提案すること。
- (4) 持続可能な給食提供の在り方に関する方向性の検討について
本市における持続可能な給食提供の在り方に関する方向性を検討するにあたって、重視する視点や考え方について、他都市の事例等を用いて提案すること。また、提案の際には、給食センターの導入について、その有効性や実現可能性の調査・検討を実施する旨を必ず盛り込むこと。
- (5) 業務実施体制及び過去の業務実績について
本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と、その活かし方を提案すること。また、本業務の執行体制について、提案すること。なお、PPP/PFI 手法導入可能性調査や PPP/PFI に係るアドバイザー業務などの実績についても示すこと。
- (6) 業務スケジュールについて
本業務を受託した際の業務スケジュールを示すこと。
- (7) 独自提案事項
本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

7 参加手続きに関する事項

(1) プロポーザルの日程

ア 企画提案の公募開始	令和6年3月29日(金)
イ 質問書の提出期限	令和6年4月12日(金) 午後5時まで
ウ 質問書に対する回答	令和6年4月19日(金)
エ 企画競争参加申出書及び企画提案書の提出期限	令和6年4月30日(火) 午後5時まで
オ 一次審査(書類審査)	令和6年5月中～下旬頃
カ 最終審査(ヒアリング)	令和6年5月下旬頃

(2) 提案説明書等の入手先

本書を含め、提案に必要な書類は下記 HP アドレスに掲載しているもので、必要に応じてダウンロードすることにより入手すること。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyu-keiyaku-proposal2024-1.html>

(3) 提出書類

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。) 副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、9部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。) なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

様式任意の場合を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

- ア 企画競争参加申出書(様式1)
- イ 企画提案者概要(様式2)
- ウ 業務実施体制及び類似・関連業務等実績一覧(様式3)
- エ 企画提案書(様式任意)
- オ 業務スケジュール(様式任意)
- カ 積算書(様式任意)

※ア～カの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※エは、20ページ以内とする。

(4) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階
札幌市教育委員会 生涯学習部 保健給食課 担当:安達、井上

ウ 提出期限

令和6年4月30日(火) 午後5時まで

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 類似・関連業務等実績一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定さ

れている場合についても記載すること。

- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う統括責任者1名を明記すること。
- (エ) 業務実施中、本市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。
- (オ) 給食提供等の在り方調査業務や給食センター導入関連調査など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

イ 企画提案書について

- (ア) 企画提案書は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。専門用語を多用していない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。
 - (イ) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
 - (ウ) 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。
 - (エ) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (オ) 企画競争参加申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願(様式4)を提出すること。
 - (カ) 本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。
- (6) 参考情報 (札幌市ホームページでの掲載情報)

ア 札幌市の学校給食

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/outline/outlinetop.html>

イ 学校施設維持更新基本計画

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/ijikoshin.html>

※学校施設維持更新基本計画について、業務履行期間中に改定となる場合については、別途、お知らせする。

8 質問の受付及び回答

本企画競争に対する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問書(様式5)により札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課に電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務 質問書(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス: kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp

- ・ 質問の受付期限は令和6年4月12日(金) 午後5時までとする。
- ・ 質問に対する回答は個別に行い、質問者の氏名等を伏せたうえで原則として札幌市公式ホームページにて公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 審査

提出された企画提案は、札幌市職員からなる、「札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務 企画競争実施委員会」(以下「委員会」という。)において、審査基準に示す項目による総合点数方式で審査する。審査の結果、評価点が高い順に契約候補者として選定する。

なお、評価の方法は、下記「10 審査項目及び審査基準表」により総合的に評価する。

(1) 一次審査

ア 提出書類により書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は3者とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後は直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募者数が3者以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 企画提案者1者あたりの出席人数は3名以内とする。

ウ ヒアリングは1者あたり約25分（説明15分、質問10分）を想定し、順次個別に行う。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。当日の説明資料の追加及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。

オ 実施委員会の審査において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。

カ 評価点が同点の企画提案者があるときは、下記「10 審査項目及び審査基準表」のうち「持続可能な給食提供の在り方に関する方向性の検討について」の項目において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。この項目も同点であった場合には、くじ引きにより契約候補者を決定する。

キ 企画提案者が1者のみであった場合、実施委員会の審査により最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合に限り、契約候補者として決定する。

ク ヒアリングの詳細については、別途通知する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、一次審査を通過した企画提案者全員に対し、文書により通知する。

10 契約候補者との協議及び契約

(1) 本業務の委託は、審査によって選定された1者との随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者には別途、見積書の提出を求める。

(2) 選定された1者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と契約に向けた協議を行う。

(3) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

(4) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。

(5) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

11 著作権等に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知する。

(3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及

びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。

- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

12 審査項目及び審査基準表

(1) 審査項目・基準及び配点

項目	基準	点数
本業務全般について	本業務に取り組む上での全体的な視点が、本市の現状や近年の社会経済動向等を適切に踏まえたものとなっているか。 本業務の趣旨を理解しており、本業務に取り組む上での留意点が、安心安全、かつ、持続可能な給食提供という観点から適切なものとなっているか。	10
本市の学校給食の現状及び課題の整理について	現状及び課題等を整理するにあたって、重視する視点や考え方が有効な提案になっているか。	10
新たな手法を取り入れた持続可能な学校給食の提供に関する考察について	新たな手法を取り入れた持続可能な学校給食の提供に関する考察をするにあたって、有効な提案になっているか。また、配慮すべき事項が有効な提案になっているか。	20
持続可能な給食提供の在り方に関する方向性の検討について	持続可能な給食提供の在り方に関する方向性を検討するにあたって、重視する視点や考え方が有効な提案になっているか。	30
業務実施体制及び過去の業務実績について	過去の類似・関連業務実績及びその活かし方が、業務全体を効果的かつ円滑に進められると判断できる十分なものとなっているか。業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
業務スケジュールについて	業務の実施に無理がない適切なスケジュールとなっているか。	10
独自提案事項について	業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。	10

(2) 採点基準

1つの提案につき、実施委員会の各委員が審査基準表の項目について 100 点満点で採点し、各委員の採点の平均点を評点とする（小数点第 2 位を四捨五入する）。

(3) 最低基準点

評点の満点（100点×出席委員数）の60%を最低基準点とする。

13 参加資格の喪失

本件企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

14 失格要件

次の各号に該当する場合には、実施委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- (1) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない場合
- (3) その他実施委員会において不相当と判断した場合

15 提出先、問い合わせ先

担当者	札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課 安達、井上
所在地	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階
電話	011-211-3833
F A X	011-211-3834
Eメール	kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp